平成２１年（フ）第４９９５号
大阪府豊中市曽根南町１丁目13番23号
債務者　井村　朗子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０５２号
大阪市中央区玉造２丁目２番15号　信光マンション２－２
債務者　竹隈　　亨
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０６３号
大阪市平野区平野元町６番２号　石戸文化１Ｆ北
債務者　渡邉　美絵
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１０８号
大阪府大東市南新田１丁目25番403号
債務者　平坂やよい
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１８号
大阪市平野区加美東３丁目８番４－809号
債務者　長江　　満
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１４８号
大阪府守口市南寺方北通２丁目６番６号
債務者　金村アユ子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５０号
大阪府大東市寺川３丁目10番５号
債務者　山田美佐子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１８８号
大阪府門真市千石西町２番６－103号
債務者　西本　　博
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２９６号
大阪府枚方市高田２丁目24番４－405号
債務者　中島　義則
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３０１号
大阪府吹田市江坂町４丁目２番１号
債務者　川端　仁美（旧姓名本）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３０９号
大阪市都島区東野田町１丁目９番３－404号
債務者　辻　　開
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３１３号
大阪府八尾市山本町南１丁目９番33号　藤井第２マンション101号
債務者　北村　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３３６号
大阪市浪速区敷津西２丁目９番３号　ベースビルⅡ－405号
債務者　藤倉　　愛
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３３９号
大阪府枚方市茄子作２丁目１番45号
債務者　松木あゆみ（旧姓秀島）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２号
福岡県大牟田市小浜町１丁目４番地２　平湯アパート
債務者　谷川　眞二
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第５７号
福岡県大牟田市大字歴木541番地７　高泉市営住宅７棟31号
債務者　山邉　和孝
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第６２号
福岡県大牟田市平原町52番地３　県営住宅龍湖瀬団地１棟107号
債務者　清水かおる
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部